

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成22年 7月1日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 クリスチャン・ロメイヤー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 商品業務部 青木 章人

【電話番号】 03-3593-5928

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 りそな・小型株ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続募集額 上限 300億円

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年12月10日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年6月10日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

りそな・小型株ファンド

（以下、「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得しておりません。

<訂正前>

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

<訂正後>

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(4) 【発行（売出）価格】

発行価格（略）

基準価額の入手方法

<訂正前>

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「小型株」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

<訂正後>

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参

照くください。)にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて「小型株」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(12) 【その他】

その他

委託会社へのお問い合わせ先

記載内容が下記のとおり更新訂正されます。

また、第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金 6 手続等の概要

7 管理及び運営の概要 第三部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 内のお問い合わせ先の図が、同様に更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

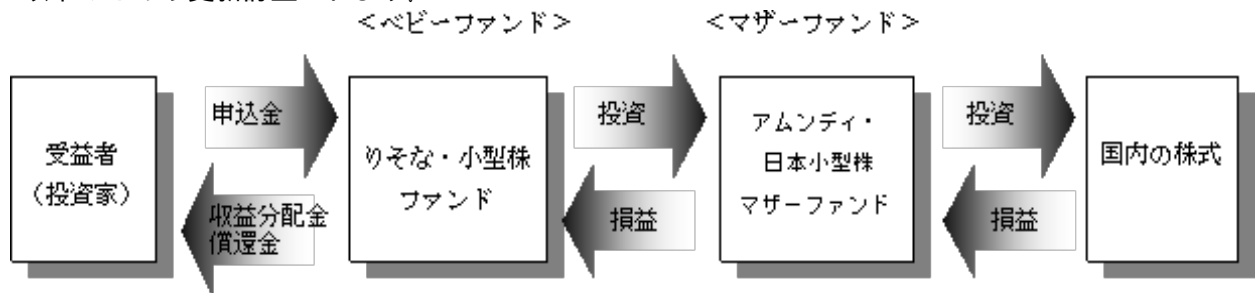
第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(2) 【ファンドの仕組み】

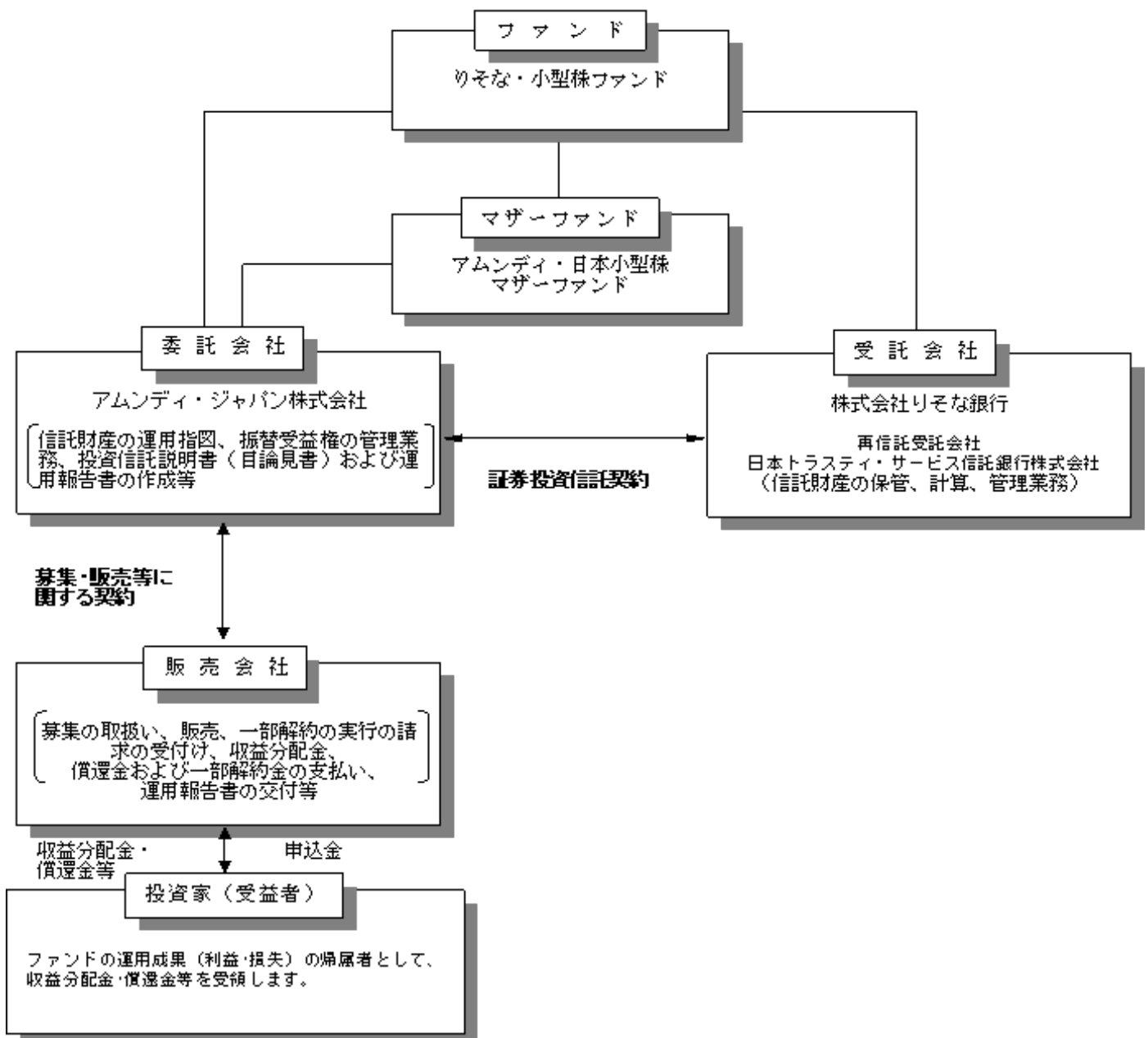
ファンドの仕組みは、以下の通りです。

以下のとおり更新訂正されます。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）
資本の額	12億円

会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

運用方針

ファンドは中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

<訂正前>

(イ) S_G 日本小型株マザーファンドへの投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。

*1 S_G 日本小型株マザーファンドの投資対象は東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄です。*1

(略)

<訂正後>

(イ) アムンディ・日本小型株マザーファンドへの投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。

*¹アムンディ・日本小型株マザーファンドの投資対象は東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄です。*¹

(略)

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) (略)

(ロ) 次に掲げる前項以外の資産

1. 為替手形

投資対象とする有価証券

(略)

<訂正前>

ファンドは、S G 日本小型株マザーファンドに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

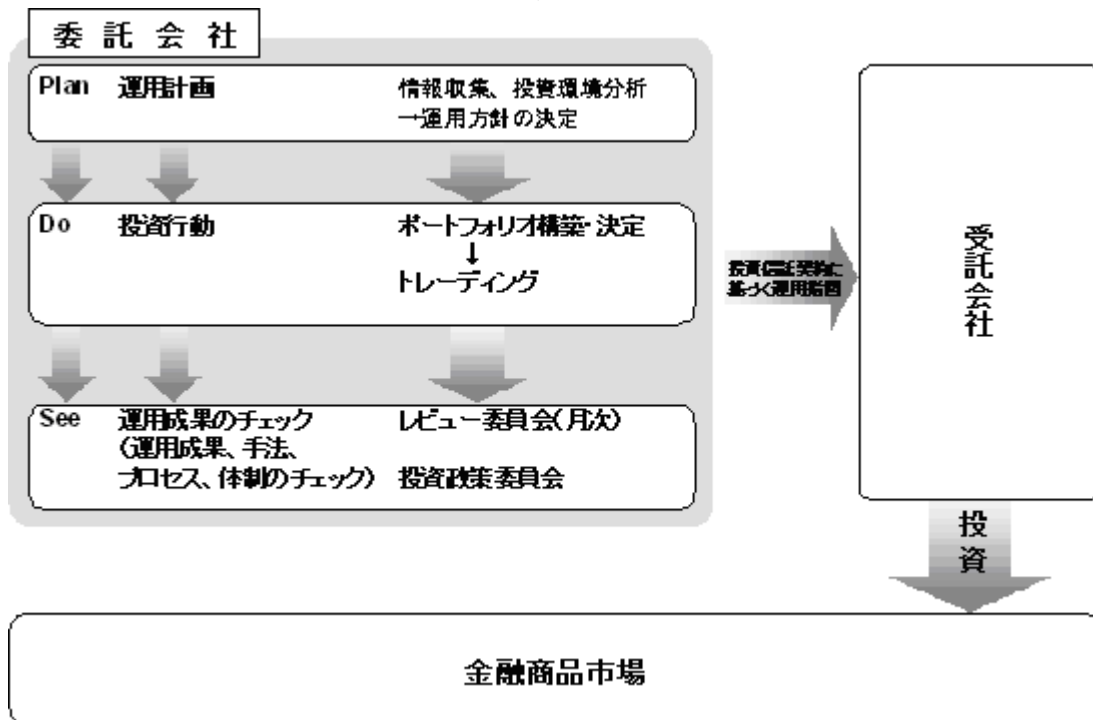
<訂正後>

ファンドは、アムンディ・日本小型株マザーファンドに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(略)

(3) 運用体制

全文が以下のとおり更新訂正されます。



委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（15名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（2名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(5) 【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

- (イ) アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合（アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券を通じての投資を含む投資の割合を言います。以下同じ。）には、制限を設けません。
- (ハ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ホ) 投資信託証券（アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (リ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とアムンディ・日本小型株マザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ヌ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ル) 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ヲ) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点におい

て、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ワ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<参考情報> アムンディ・日本小型株マザーファンドの運用・投資について

全文が以下のとおり更新訂正されます。

1 運用の基本方針

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。

Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63

年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利

- (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

3.金銭債権

4.約束手形

(ロ)次に掲げる前項以外の資産

1.為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券((金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。))
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書

のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- 1 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 3 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 4 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 6 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 9 スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 11 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(2) リスク管理体制

運用体制の全文が以下のとおり訂正されます。

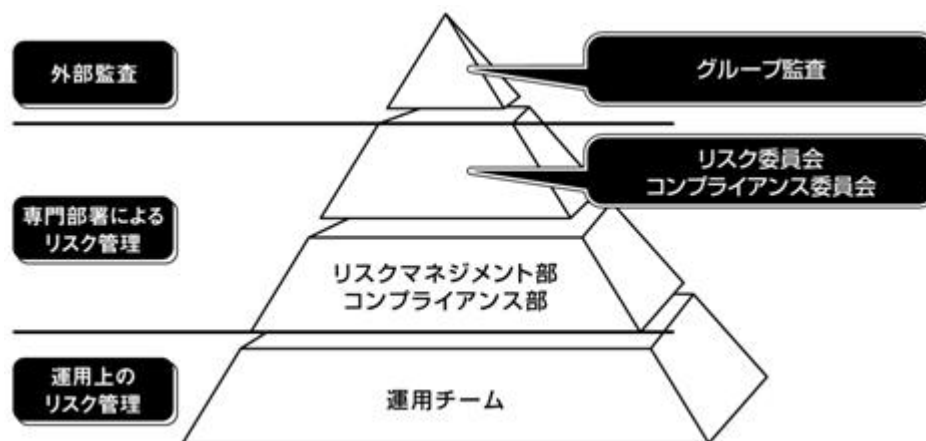
アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部が運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。



ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

第三部【ファンドの詳細情報】

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（略）

基準価額の算出頻度、公表

<訂正前>

基準価額は、委託会社の毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「小型株」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

<訂正後>

基準価額は、委託会社の毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて「小型株」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

（略）

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

1【委託会社等の概況】

(1)資本の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

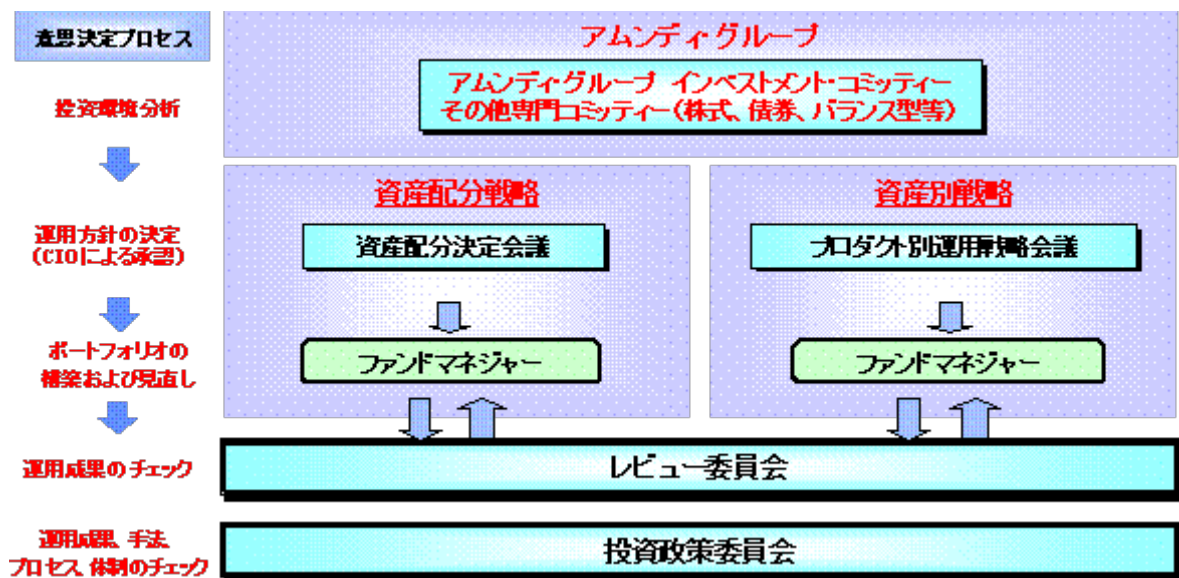
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムディグループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムディグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。

- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成22年5月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

<ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社>

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	4	3,889
単位型公社債投資信託	3	4,129
追加型株式投資信託	29	243,787
追加型公社債投資信託	1	20,406
合 計	37	272,211

参考情報

<クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社>

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	21	321,460
単位型株式投資信託	106	378,670
合 計	127	700,130